

(仮訳)

食品・医薬品委員会事務局通知

件名 1979年食品法に基づき制定する保健省告示(第432号)2022年
件名「遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示」に関する説明

遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示に関する規定を見直すことが適切であることから、保健省が保健省告示(第432号)2022年件名「遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示」を公布した。詳細は以下の通りである。

第1条 2002年4月8日付の保健省告示(第251号)2002年件名「遺伝子組み換え技術もしくは遺伝子工学による食品表示」を廃止する。

第2条 定義

「遺伝子組換え生物由来の食品」の意味は以下の通りである。

- (1) モダンバイオテクノロジー(Modern biotechnology)を駆使して遺伝物質を編集・修正・組換え若しくは改変を加えた又は新たな遺伝子物質を混合された、食用の植物(遺伝子組換えトウモロコシ、遺伝子組換えベビーコーン及びトウモロコシの穀粒、遺伝子組換えダイズ、遺伝子組換え豆及び莢など)、動物(内臓及び卵を含む遺伝子組換えサケの全身など)、微生物(生きている組換え酵母など)。
- (2) 遺伝子組換えトウモロコシ缶詰、遺伝子組換えサケの燻製、遺伝子組換え酵母エキスなど(1)を成分として使用する、又は(1)から製造された食品
- (3) 遺伝子組換えトウモロコシ粉末、遺伝子組換え微生物によるステビオール配糖体、遺伝子組換え微生物から供給される酵素、又は遺伝子組換え魚油からのDHAなど、食品成分、食品添加物、又は栄養素として用いる(1)由来の製品

「小規模生産者」とは、消費者に直接販売し生産者が消費者へ直接的に情報を提供することも可能な小規模な生産者を指す。

第3条 遺伝子組換え生物由来食品は、1979年食品法に基づき制定する保健省告示(第431号)2022年件名「遺伝子組換え生物由来食品」に順守すること。

(注1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注2) 原典については下記をご覧ください。

https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_fda/P432_GMO.pdf

第4条 遺伝子組換え生物由来食品を表示管理食品とする。食品の製造者、原材料の輸入者、及び販売用の容器に入った完成品の輸入者は、以下の食品グループに応じた食品登録番号の取得を申請すること。

グループ1 特定管理食品

グループ2 品質規格管理食品

グループ3 表示管理食品

なお、遺伝子組換えを経していない従来の食品はグループ4の一般食品に該当し、食品登録番号の取得を申請する必要はない。しかし、遺伝子組換えを経た場合はグループ3の食品となる。例えば、種子を含むダイズは本来グループ4の食品だが、遺伝子組換えダイズにすればグループ3の食品となり、また密閉容器入りダイズ油にすればグループ2の食品となり、この両グループとも食品登録番号の取得申請が必要である。

第5条 遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示は以下の通りとする。

- (1) 密閉容器入り飲料に関する保健省告示、食品添加物に関する保健省告示など、当該食品に関する保健省告示を順守する
- (2) 包装食品のラベル表示に関する保健省告示を順守する。食品部のウェブサイト、食品・医薬品委員会事務局告示、件名（※編者注：保健省告示367号）「保健省告示の説明」に規定の詳細が説明されている。なお場合に応じて遺伝子組換え食品のための文言を以下の通り追加表示すること
 - (2.1) 食品の成分中の5%以上に遺伝子組み換え植物由来が含まれかつ遺伝子組み換え植物由来の遺伝物質又はタンパク質が検出された
 - (ア) 主成分の原材料名の一つに「遺伝子組換え」と表記すること
 - (イ) 場合に応じて、第1段落(2.1)に従い遺伝子組換え植物由来各原材料の末尾又は下部に「遺伝子組換え」と表記すること
 - (ウ) 遺伝子組換え植物由来の生産物においては、『遺伝子組換え「植物の品種」より製造した「食品名 / 製品名」』の文言を表示することが求められる
 - (2.2) 食品の成分中の5%以上に遺伝子組み換え動物由来が含まれ、かつ遺伝子組み換え動物由来の遺伝物質又はタンパク質が検出された
 - (ア) 主成分の原材料名の一つに「遺伝子組換え」と表記すること
 - (イ) 場合に応じて、第1段落(3.2)（※編者注：2.2の誤りと思われる）に従い遺伝子組換え動物由来の各原材料の末尾又は下部に「遺伝子組換え」と表記すること
 - (ウ) 遺伝子組換え動物由来の生産物においては『遺伝子組換え「動物の品種」より製造した「食品名 / 製品名」』の文言を表示することが求められる

遺伝子組換えトウモロコシを成分として2%使用した穀物飲料、又は遺伝子組換えダイズを成分として1%使用した穀物飲料など、製造者が(2.1)に基づく遺伝子組換え植物及び(2.2)に基づく遺伝子組換え動物が由来の成分を含む食品を使用したい場合、

又は輸入者が販売したい場合は、1979年食品法に基づき制定する保健省告示(第432号)2022年 件名「遺伝子組換え生物由来の食品ラベル表示」の規定に準拠してラベル表示すること。

(2.3) 遺伝子組換え微生物

(ア) 主成分の原材料名の一つに「遺伝子組換え」と表記すること

(イ) 食品に使用する全ての遺伝子組換え微生物由来の成分に「遺伝子組換え」という文言を表示すること。場合に応じて、これを当該の成分名の後部又は下部に表示しておくこと

(ウ) 遺伝子組換え微生物由来の生産物においては『遺伝子組換え「微生物の株」より製造した「食品名 / 製品名』の文言を表示することが求められる

(2.1)の遺伝子組換え植物、(2.2)の遺伝子組換え動物、及び(2.3)の遺伝子組換え微生物に基づく文言は太字ではっきり読めるように表示する。また文字の色はラベルのベースの反対色とし、ラベルエリアの寸法に応じた大きさとする。

なお、黒字で「GMO」という文言を記した黄色地の三角形のシンボルを表示するか、又はアプリケーションプログラム若しくはウェブサイト経由で消費者に情報を提供するための文言を表示してもよい。



なお、本告示附属資料に遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示例の詳細を示す。

第6条 摂取における文言、禁止事条、注意事項、又は生物学的食品安全性評価の結果による提案に基づく同様の意味合いを持つ他の文言を表示する場合は、生物学的食品安全性評価の報告書に記載された科学的な証拠に基づき個別に追加規定する。

第7条 各種の食品ラベル表示に関して消費者の誤解を生まないようにするために、各種の食品ラベルに「遺伝子組換え食品を含まない」、「遺伝子組換え食品ではない」、「遺伝子組換え食品の成分を含まない」、若しくは「遺伝子組換え成分を選別又は分離している」という文言の使用を禁じ、又は同様の他の文言若しくはシンボルを使用することを禁じる。

第8条 2022年12月4日以前に、遺伝子組換え生物由来の食品を製造又は輸入の許可を取得している遺伝子組換え生物由来食品のラベルは継続して販売できる。ただし、2024年12月4日を越えないこと。

第9条 本告示の適用外

(1) 以下に示す、製造工程で遺伝子組換え食品を原材料として使用していないことを表示する遡及確認又は追跡システム(Traceability system)を持つ証拠を有する製造者又は輸入者

- 検査の結果、遺伝子組換えの生成物である遺伝物質が検出されず、遺伝子組換えの生成物であるタンパク質が残留していない旨が記された、認定を受けた研究所、又は国家機関の研究所による分析結果レポート(Analytical Report)
- 検査の結果、遺伝子組換えの生成物である遺伝物質が検出されず、遺伝子

組換えの生産であるタンパク質が残存していない旨が記された、国家機関により発行された分析結果証明書(COA for a specific Silo/batch)

- 国家機関、又は所轄の国家機関から認定を受けた他の機関により発行された、Non GMO に該当するケースとしての IP(Identify Preservation)証明書、又は同等の証明書
 - 国家機関、又は所轄の国家機関から認定を受けた他の機関、又は IFOAM(The International Federation of Organic Agriculture Movements)の基準に基づくシステム認証を取得した認証検査機関により発行された有機農業の証拠又は証明書
- (2) 豆乳をすくって消費者に直接販売する製造者、ショッピングセンターの屋台で製造し、消費者に直接販売するポップコーン製造者など、消費者に直接販売する小規模製造者
 - (3) 飲食店、食堂、又はレストランなど、消費者に直接販売する調理者
 - (4) ダイズ油、砂糖及びアミノ酸、ビタミンなど、最終製品に遺伝子組換えの生成物で、ある遺伝物質、及び遺伝子組換えの生成物であるタンパク質が残存しない遺伝子組換え生物由来の食品
 - (5) 加工助剤として用いるための酵素など、加工助剤として用いる遺伝子組換えの生成物であるタンパク質

第10条 1979年食品法に基づき制定する保健省告示(第432号)2022年件名「遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示」官報公表日から180日以降、つまり2022年12月4日より施行する。

食品・医薬品委員会事務局は、上記内容を公表し、関係者が厳密に保健省告示「遺伝子組換え生物由来の食品」に従って実施するように求める。不明な点がある場合、勤務時間内に保健省食品・医薬品委員会事務局食品部の電話番号02-590-7173及び02-590-7179に問い合わせが可能。

2022年8月4日 告示

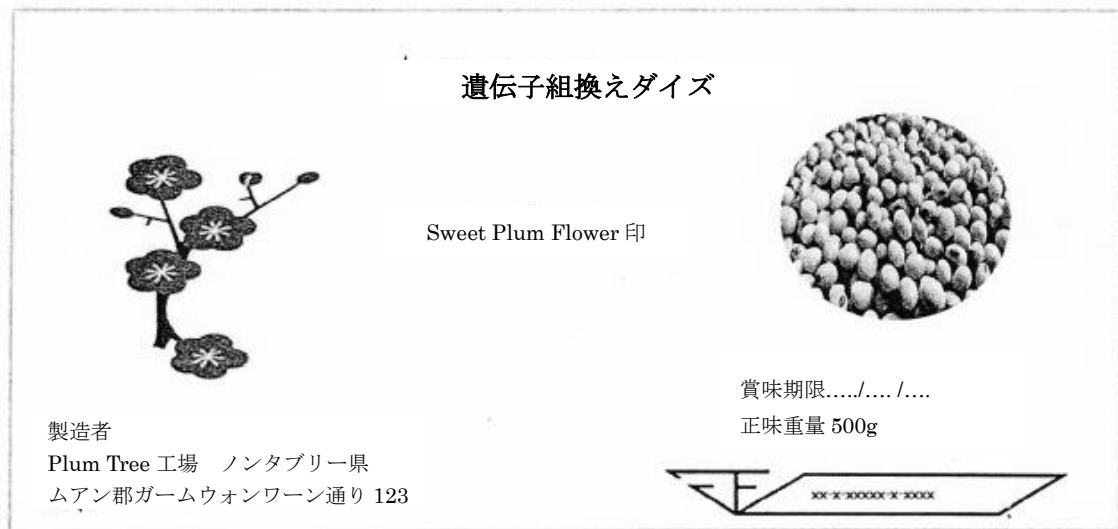
(パイサーン・ダンクム)
食品・医薬品委員会事務局長

食品・医薬品委員会事務局通知

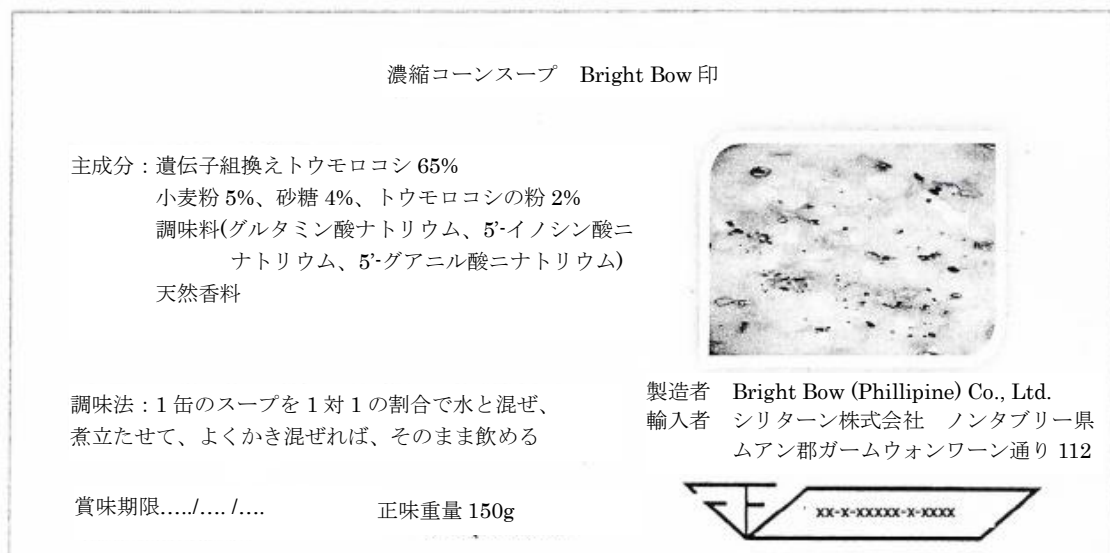
1979年食品法に基づき制定する保健省告示（第432号）2022年
件名「遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示」に関する説明
附属資料

1. 遺伝子組換え生物由来の食品ラベル表示例

(1) 以下に例示するように、一種類のみの主成分を含む食品名に「遺伝子組換え」という文言を組込んで表示する





(2) 以下に例示するように、遺伝子組換え植物、動物又は微生物由来の成分に「遺伝子組換え」という文言を、場合に応じて当該成分名の後部、又は下部に表示する。



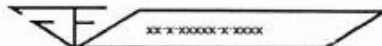
- (3) 以下に例示するように、場合に応じて遺伝子組換え植物、動物又は微生物由来の生成物に対して、遺伝子組換え植物由来の生成物においては『遺伝子組換え「植物、動物又は、微生物の品種」より製造した「食品名 / 製品名」』の文言を表示する。

遺伝子組換えダイズから製造した黄粉
Sweet Plum Flower 印




製造者
Plum tree 工場 ノンタブリー県
ムアン郡ガームウォンワーン通り 123

賞味期限...../.... /....
正味重量 500g



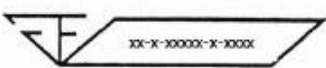
豆醬のたれ Bright Bow 印

主成分：
遺伝子組換えダイズから製造した豆醬 40%
トウガラシ 10%、ショウガ 2%、ライム汁 5%、
ヨード添加食塩、調味料(グルタミン酸ナトリウム、
5'-イノシン酸ニナトリウム、5'-グアニル酸ニナトリウム)





製造者 Bright Bow (Phillipine) Co., Ltd.
輸入者 シリターン株式会社 ノンタブリー県
ムアン郡ガームウォンワーン通り 112

賞味期限...../.... /.... 正味重量 250g




- (4) (任意で)ラベルにシンボルを追加表示する場合は、黒字で「GMO」という文言を記した黄色地の三角形のシンボルを表示する、又は、携帯電話のプログラム、若しくはウェブサイト経由で消費者に情報を提供するための文言を表示してもよい。

遺伝子組換えダイズから製造したダイズの粉
Sweet Plum Flower 印



製造者
Plum Tree 工場 ノンタブリー県
ムアン郡ガームウォンワーン通り 123

賞味期限...../.... /....
正味重量 500g



2. 1979年食品法に基づき制定する保健省告示(第432号)2022年

件名「遺伝子組換え生物由来の食品ラベル表示」の原則

遺伝子組換え生物由来の食品(GMF: Genetically Modified Food)には、以下のようにグループ3のラベル貼付を義務付ける食品、グループ2の品質又は規格を規定する食品、及びグループ1の特別規制食品の3つのステータスがある。

食品の例	従来の生物種由来の成分を含む	GMOs 由来成分を含む
ダイズの種子	グループ4 一般食品	グループ3 表示管理食品
ダイスカすの煎餅	グループ3 表示管理食品	
密閉容器入り豆乳	グループ2 品質規格管理食品	
乳児及び幼児用補助食品 (ダイズ配合)	グループ1 特定管理食品	グループ1 特定管理食品

ラベル表示の規定

本告示は以下に適用されない

- (1) GMOs から得られる原材料を使用していないという Traceability システムに基づく証拠を有する製造者又は輸入者
- (2) 消費者に直接販売する小規模製造者
- (3) 消費者に直接販売する調理者
- (4) 最終製品中に DNA 又はタンパク質が残存していない
- (5) 加工助剤として使用する酵素など、加工助剤として使用するタンパク質

1. 密閉容器入り飲料に関する保健省告示、又は食品添加物に関する保健省告示など、各区分の食品に対して記された規定に従いラベルを表示する
- +
2. 遺伝子組換え生物 (植物/動物/微生物) 由来の食品に関する保健省告示に基づきラベルを表示する

適用範囲

- 食品中の各成分に遺伝子組換え植物又は動物成分の5%以上を占め、かつ遺伝子組換えの生成物が由来のDNA又はタンパク質を検出
- 遺伝子組換え植物又は動物を意図的に使用した場合は、遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示の適用外に該当しない

- 太字
- はっきりと読める
- 文字とラベルの背景色が反対色である
- 黄色地の三角形に黒字で記した図を添えてもよい



主成分
一種類のみ

食品名に「遺伝子組換え」の文言を組込んで表示する

主成分
一種類以上

「遺伝子組換え」の文言を、場合に応じて当該成分名の後部又は下部に表示する

- 遺伝子組換え植物又は動物由来の生成物『遺伝子組換え「植物又は動物の品種」より製造した「食品名 / 製品名」』の文言を表示する
- 遺伝子組換え微生物由来の生成物『遺伝子組換え「植物又は動物の品種」より製造した「食品名/製品名」』の文言を表示する

使用禁止文言

- 「遺伝子組換え食品を含まない」
- 「遺伝子組換え食品ではない」
- 同様の他の文言又はシンボル
- 「遺伝子組換え成分を選択別又は分離している」
- 「遺伝子組換え食品の成分を含まない」